

幼児活動研究会株式会社  
定 款

## 第一章 総則

### (商号)

第一条 当社は、幼児活動研究会株式会社と称し、英文ではYouji Corporationと表示する。

### (目的)

第二条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 一 学校・保育所の教育・保育の指導業務
- 二 人間形成に必要な学習塾の経営
- 三 旅行業法に基づく旅行業
- 四 経営コンサルタント業務
- 五 教育コンサルタント業務
- 六 スポーツクラブの経営
- 七 有料職業紹介事業
- 八 労働者派遣事業
- 九 保育所・託児所の経営
- 十 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業、一般相談支援事業及び特定相談支援事業
- 十一 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業及び障害児通所支援事業
- 十二 各種イベント企画・運營業務
- 十三 前各号に附帯関連する一切の業務

### (本店の所在地)

第三条 当社は、本店を東京都品川区に置く。

### (機関)

第四条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- 一 取締役会
- 二 監査役
- 三 監査役会
- 四 会計監査人

(公告方法)

第五条 当社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

## 第二章 株式

(発行可能株式総数)

第六条 当社の発行可能株式総数は、四千万株とする。

(自己の株式の取得)

第七条 当社は、会社法第六十五条第二項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第八条 当社の単元株式数は、百株とする。

(単元未満株式についての権利)

第九条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- 一 会社法第八十九条第二項各号に掲げる権利
- 二 会社法第六十六条第一項の規定による請求をする権利
- 三 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第十条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって定める。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取

扱わない。

(株式取扱規則)

第十一条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

### 第三章 株主総会

(株主総会の招集)

第十二条 当会社の定時株主総会は、毎年六月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第十三条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年三月三十一日とする。

(招集権者及び議長)

第十四条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第十五条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第三百九条第二項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の三分の一以上を有する株主が出席し、その議決権の三分の二以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第十六条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主一名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第十七条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

(電子提供措置等)

第十八条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

#### 第四章 取締役及び取締役会

(員数)

第十九条 当社の取締役は六名以内とする。

(選任方法)

第二十条 取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の三分の一以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第二十一条 取締役の任期は、選任後二年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第二十二条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって、取締役社長一名、取締役会長一名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第二十三条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第二十四条 取締役会の招集通知は、会日の三日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第二十五条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2 当社は、会社法第三百七十条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第二十六条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印し、又は電子署名する。

(取締役会規則)

第二十七条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(報酬等)

第二十八条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第二十九条 当会社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第四百二十三条第一項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2 当会社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、当該取締役の会社法第四百二十三条第一項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

## 第五章 監査役及び監査役会

(員数)

第三十条 当会社の監査役は、四名以内とする。

(選任方法)

第三十一条 監査役は、株主総会において選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の三分の一以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第三十二条 監査役の任期は、選任後四年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第三十三条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選任する。

(監査役会の招集通知)

第三十四条 監査役会の招集通知は、会日の三日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2 監査役全員の同意があるときは、召集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第三十五条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第三十六条 監査役会における議事の経過の要項及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印し、又は電子署名する。

(監査役会規程)

第三十七条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第三十八条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第三十九条 当社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第四百二十三条第一項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2 当社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第四百二十三条第一項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

## 第六章 計算

### (事業年度)

第四十条 当社の事業年度は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までの一年とする。

### (剰余金の配当の基準日)

第四十一条 当社の期末配当の基準日は、毎年三月三十一日とする。

2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

### (中間配当)

第四十二条 当社は、取締役会の決議によって、毎年九月三十日を基準日として中間配当をすることができる。

### (配当の除斥期間)

第四十三条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満三年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

## 附則

第一条 改正第十八条は令和四年六月二十二日から施行する。

第二条 変更前定款第十八条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第十八条（電子提供措置等）の新設は2022年9月1日から効力を生ずるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第十八条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。

3 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

平成十九年二月六日改正

平成十九年六月二十六日改正

平成二十一年六月二十五日改正

平成二十五年十月一日改正

平成二十七年六月二十三日改正

平成二十八年六月二十八日改正

平成三十年四月一日改正

平成三十年六月二十六日改正

令和四年六月二十一日改正